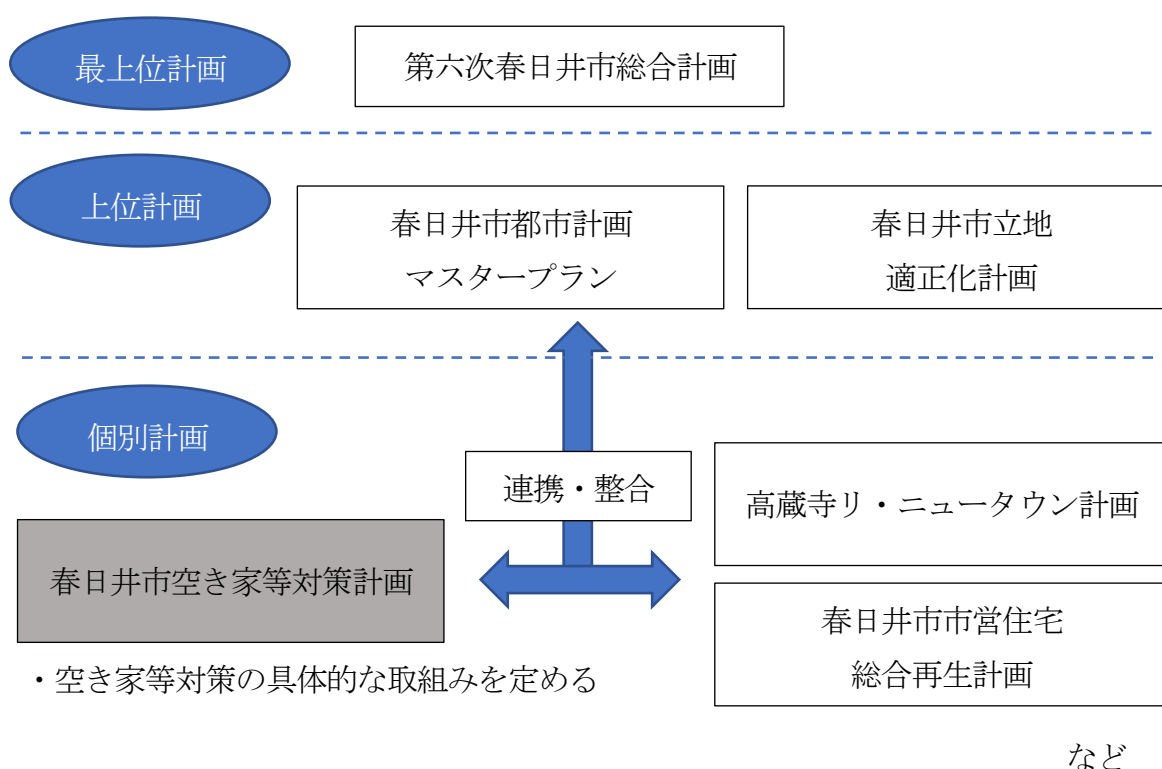


改定計画の骨子案について

1 定める事項（空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第2項）

- (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他空家等に関する対策に関する基本的な方針
- (2) 計画期間
- (3) 空家等の調査に関する事項
- (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- (6) 特定空家等に対する措置、その他の特定空家等への対処に関する事項
- (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

2 計画の位置づけ



3 計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間

4 改定計画の骨子案

現行	改定	改定の視点等
第1章 計画の策定にあたって 1 背景と趣旨 2 計画の性格 3 対象 4 計画期間	第1章 計画の基本的事項 1 背景と趣旨 2 計画の位置づけ 3 対象地区、対象空き家 4 計画期間	・対象や計画期間等を定める ・定める事項(1)(2)に該当
第2章 本市の現状と推計 1 人口の推移と推計 2 住宅・土地統計調査の結果 (1) 住宅総数 (2) 空き家総数 (3) その他の空き家数 3 本市の状況 (1) 問題となっている空き家の状況 (2) 高蔵寺ニュータウンの状況	第2章 春日井市の現状と課題 1 人口等の状況 ・人口、世帯の推移 ・年齢3区分別（15歳未満、15～64歳、65歳以上）人口の推移 ・65歳以上のみの世帯、65歳以上の一人暮らし世帯の推移 など 2 住宅等の状況 ・住宅総数の推移 ・建築時期別住宅数の推移 ・解体建物数の推移 ・空き家数、空き家率の推移 ・建て方別（一戸建、長屋・共同住宅）空き家数の推移 など 3 空き家等の状況 ・空き家の実態調査結果 ・空き家所有者の意向調査結果 4 課題	・今後、必要となる取り組みを検討するため、市の現状と課題をまとめる ・現状分析を行う項目を追加する ・状況については、図、グラフを活用し、見やすくまとめる ・空き家の実態調査の結果や所有者の意向調査をまとめる ・課題をまとめる

現行	改定	改定の視点等
第3章 基本的な考え方 1 計画の方向性 (1) 放置空き家対策 (2) 放置空き家にしないための対策 2 基本的視点 (1) 所有者による管理 (2) 住民福祉 (3) 地域住民との協働 (4) 関係機関との連携	第3章 取り組みの基本的方向性 1 基本方針 ・ 発生予防 ・ 適正管理 ・ 流通・利活用 2 考え方 ・ 所有者による管理 ・ 地域住民の福祉、住環境の整備 ・ 地域住民との協働 ・ 関係機関との連携 3 基本施策 ・ 住環境の保全 ・ 発生抑制 ・ 建替え促進 ・ 流通促進 ・ 利活用 ・ 転入定住	・ 空き家等対策の基本的方針について定める ・ 空き家等対策の進め方に対する考え方について定める ・ 基本施策を6本の柱として、空き家等対策を推進する ・ 定める事項(1)に該当

現行	改定	改定の視点等
第4章 具体的施策 1-1 通報・相談体制の構築 1-2 問題のある空き家の調査・データベースの整備 など	第4章 具体的取り組み 1 住環境の保全 ・ 苦情対応、空き家調査 ・ 適切な管理の促進 ・ 特定空家等に関すること など 2 発生抑制 ・ 相談窓口の設置 など 3 建替え促進 ・ 補助制度 など 4 流通促進 ・ 空き家等の情報提供に関すること など 5 利活用 ・ 空き家等や跡地の利活用の促進 など 6 転入定住 ・ コンパクトシティの促進 など 7 数値目標 ・ その他の空き家の数 ・ 特定空家等の数 など	・ 6つの基本施策ごとに、「市の抱える課題」や「所有者等の意向」などに対応できるよう、具体的な取り組みを策定する ・ 市の取り組みが評価できる数値目標を設定する ・ 定める事項(3)～(7)に該当
第5章 計画の推進体制 1 所有者の協力 2 庁内連携 3 関係機関・事業者との連携 4 計画の進行管理	第5章 推進体制と進行管理 1 所有者の責務 2 庁内連携 3 地域住民との連携 4 関係機関との連携 5 進行管理	・ 各主体の役割を明確にし、推進体制を構築する ・ 定める事項(8)に該当